

「第２次春日部市総合振興計画後期基本計画（案）」に対する
市民意見提出手続実施結果

１ 意見提出者数及び意見提出件数

意見提出者数	直 接	２ 人
	郵 送	０ 人
	ファックス	０ 人
	メール	０ 人
	ホームページ	１ 人
	計	３ 人
意見提出件数	直 接	１４ 件
	郵 送	０ 件
	ファックス	０ 件
	メール	０ 件
	ホームページ	２ 件
	計	１６ 件
意見反映件数	１６ 件中	４ 件

２ お寄せいただいた意見の概要とそれに対する市の機関の考え方

（１）後期基本計画 全般について

意 見 の 概 要	市 の 機 関 の 考 え 方
既に策定された 10 年の総合振興計画の後期 5 年分の計画の見直しではありますが、昨年、市長が交代したことを考えると、今回通常の流れで後期分を作らずに、しっかりと検討し、新しい形での計画を立てるべきではないと思う。	「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成する第２次春日部市総合振興計画は 10 年間にわたる総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、平成 30 年 3 月に策定されました。 基本構想は地域まちづくり市民会議や中高生まちづくり会議、市民との協働まちづくり会議などの多くの市民の方の意見を反映しているほか、すでに 10 年間の計画と

	して議決を得ていることから変更は加えず、引き継いだ上で、基本構想に掲げる「まちの将来像」の実現のため、昨今の社会経済状況などを踏まえ、後期基本計画を策定してまいります。
重点的に取り組む内容、春日部の目指す方向がわりづらいので後期基本計画ではあっても先を見据えた表現を入れるべき。	基本構想に掲げる「まちの将来像」を実現するため、「第2章の前提となる社会経済情勢」、第3章の「本市の現状」、第4章の「前期基本計画の評価」などから現状を把握し、「1.健康をはぐくむまちの実現」、「2.子育て世代に選ばれるまちの実現」、「3.特長を生かしたしごとを創出するまちの実現」、「4.地域力を高めるまちの実現」、「5.安心安全で魅力あるまちの実現」の5つの課題を主要課題としました。 そして、これらの課題を克服するため、総合的な視点から5つの重点プロジェクトを設定し、これらを総称して「健幸プロジェクト」と呼称します。 後期基本計画では「健幸プロジェクト」をはじめとする各種取組を推進することで、だれもが「住んでみたい、住み続けたい」と思う、だれからも「選ばれるまち」の実現を目指してまいります。

(2) 後期基本計画 基本目標 1 (子育て・教育分野) について

意 見 の 概 要	市 の 機 関 の 考 え 方
1.基本目標 1 子どもが幸せに育ち、生きる力をはぐくむまち 政策 1－1 安心して子どもを産み、楽しく子育てできるまちをつくる 2.現在妊娠中なので、妊婦健診の助成や母子手帳を受けとるときに様々な支援の情報を得られたのはありがたかったです。今後、産後ケア施設等の助成もあるといいと思いました。	産後ケアにつきましては、令和 5 年度中の実施を目指し検討しているところです。
・給食費等の経済的負担の軽減について挙げられていましたが、ぜひ子ども関連の手当等では所得制限をなくしてほしいです。私自身、主人の実家があるためこちらに引っ越してきましたが、クレヨンしんちゃんの街=子育てしやすいのでは？という良いイメージがありました。待機児童問題は昔よりよくなったと聞きましたが、これからもぜひ子育てしやすい街のイメージアップにつながるような施策をお願いします。特に、親の所得関係なく、将来的に納税者になる子どもに一律に支援をお願いいたします。	過去に市独自で行った給付金事業の中には、全ての子育て世帯を公平に支援するため、所得制限により国の給付金の対象とならなかった方を対象に実施した例もございます。 市独自事業の場合は、財源や過去の事例、給付金実施の背景等を総合的に判断してまいります。
1－1－1 (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実、に■子ども家庭支援センター（誰一人取り残さない切れ目のない包括的支援）プッシュ型、アウトリーチ型の支援の充実を図ります。■伴奏型の相談支援と家事・育児等の支援の追加をして欲しい。	以下のとおり内容を修正します。 「こども家庭支援センターが中心となり、妊娠期から幅広い層の子育て世帯を対象とした、相談体制と情報提供、関係機関との連携により支援が届きにくい家庭にも、適切な支援へつなげることで、切れ目のない支援の充実を図ります。」

	・伴奏型の相談体制支援と家事・育児等の支援追加につきましては、国が想定している伴奏型の具体的な内容が不透明なため、具体的な表記は控えさせていただきます。 家事・育児等の支援につきましては、 （３）多様化するライフスタイルに対する支援で記載をさせていただいておりますので、ご了承ください。
１－１－１（２）子育て世帯への経済的支援、こども医療費の助成や学校給食費助成の充実という表記を（こども医療費の通院分までを助成して欲しいという意味を込めて）拡充とすべきではないでしょうか。	以下のとおり内容を修正します。 「こども医療費助成の拡充や学校給食費助成の充実により、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ります。」
「ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）」とありますが、これは「ＥＳＤ（持続可能な社会の創り手を育む教育）」とするべきではないか。また、91 ページの取組に入れるべきではないか。	ＥＳＤには、日本語訳としていくつかの例がありますが、本計画においては、ＥＳＤの日本語訳として文部科学省のホームページにも示されている「持続可能な開発のための教育」を記載させていただきました。 施策１－２－１「『生きる力』を育む学校づくりの推進」の施策における取組 （３）社会の変化に対応した教育の推進には、ＥＳＤと関連のあるＳＤＧｓ等を取り入れた教育の推進をお示ししております。

(3) 後期基本計画 基本目標2 (福祉・保健・医療分野) について

意 見 の 概 要	市 の 機 関 の 考 え 方
2-1-2 高齢者の生活支援 高齢者で住民税非課税とされている個人に対する補聴器の購入代金の助成の制度化。加えて、このときに医師の診断書は、本人の身体と金銭上の負担を無くするため不要とするものとして。	高齢者に対する補聴器の購入代金の助成については、この助成制度の需要等を県内他市の実施状況も注視しながら、調査・研究してまいります。
2-4-4 市立医療センターの基幹機能の充実 現在、初診受付時に他医療機関の紹介状を必要としていることから、紹介状作成における文書料の還付の制度化。	患者様の症状に応じて「急性期病院としての役割を担う市立医療センターでの診療が必要」と判断した医療機関からの紹介によって、ご受診いただく診療科がございます。 その際の紹介状に係る文書料等につきましては、患者様のご負担になり、還付につきましても、関係法令に「一部負担金の額に応じて収益業務に係る物品の対価の額の値引きをする等、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。」と規定されていることから、一医療機関の判断により還付することはできない制度となっております。

(4) 後期基本計画 基本目標4 (環境・防災・生活分野) について

意 見 の 概 要	市 の 機 関 の 考 え 方
4-2-1 地域の強靱化と防災力の向上 水害対策として土地高低の目安とすべく、少なくとも市内公共施設での海拔表示化。	水害対策として、市では皆様にマイ・タイムラインの作成を推奨しております。そのため、現状として市内公共施設での海拔表示化をする予定はございませんが、設置

	の効果や他市の事例などを研究してまいります。
--	------------------------

(5) 後期基本計画 基本目標 5 (観光・産業・経済分野) について

意 見 の 概 要	市 の 機 関 の 考 え 方
5-4-1 (2) 農業経営への支援、降ひょう被害対策の強化、と言う文言を加えるべきと思う。	以下のとおり内容を修正します。 「農業経営者向けの融資制度や、自然災害などのリスクに備えるための保険制度の周知と利用促進に努めます。」
5-4-1 (3) 農業の担い手の育成・確保、半農半Xなどの農業以外の新規参入者や企業の農業参入などにより、農業の担い手確保を図ります、として欲しい。	以下のとおり内容を修正します。 「農業以外からの新規参入者や企業の農業参入など、多様な担い手の確保を図ります。」

(6) 後期基本計画 基本目標 6 (都市基盤分野) について

意 見 の 概 要	市 の 機 関 の 考 え 方
6-3-1 (1) 春バスのより便利で持続可能な運行の実現、「施策の目的」に「だれもが公共交通を便利に利用できること」とあり、P173「SDGs達成に向け・市民・地域ができること」の中に「移動の際には、積極的に」伝々とあるが、矛盾しているように思えるぐらいに方向性に疑問が残る。春バスにこだわらず、ますます拡大する高齢者社会に相応しい形態の公共交通機関を積極的に模索、検討をするべき。	「施策の目的」にある「だれもが公共交通を便利に利用できること」を目指すとともに、春バスの持続可能な運行を実現していくためには、市内の広い範囲を春バスの運行だけでカバーしていくのは限界があります。そのため、各公共交通機関相互の連携や、新たな交通機関の導入の検討等、あらゆる方策を検討していく必要があると認識しています。
6-4-1 安全で利便性の高い道路網の整備 車両の交通量及び速度を抑制するため、住宅街、通学路での幅員4m道路の非拡張域の確保。(幅員4m道路維持の必要性の	市では、市民の安心・安全な通行と緊急車両の進入路、災害時の安全な避難路確保のため、市民の皆様の協力のもと、開発行為・建築行為を行う場合は、条例の規定に基づき、原則、6メートルでの道路後退を

考慮)	いただき整備を進めております。 また、車両の通行に対する安全対策は、ゾーン30などエリアを指定した速度制限や道路の路面標示、注意喚起の看板設置などを実施しております。
-----	---

(7) 後期基本計画 基本目標7 (行財政分野) について

意 見 の 概 要	市の機関の考え方
7-1-3 自治体DXの推進と窓口サービスの向上 DX行政対応の環境を有さない市民のため、住民税非課税者個人に対する通信機器の貸与及び通信基本料金の補助としての全額助成の制度化。(このことによって、DX通信環境非所有者へも行政サービス提供に関しての平等化を図ろうとするもの) 【例】「詳しくは市ホームページにて」「QRコードから」といった表現で市民へ周知したこととしないように	住民税非課税者の方(DX通信環境非所有者)などに対しましてもDXによる行政サービスの恩恵が受けられるよう効果的な手法について、調査研究してまいります。
7-1-3 自治体DXの推進と窓口サービスの向上 非常時、緊急時、日時切迫時における全市民を対象とした周知伝達手段の確保	これまでも防災無線、安心安全メール、市公式SNSなどさまざまな手法を用いて市民の方に向けて周知伝達しておりますが、デジタル技術を活用した伝達手段につきましては国の防災DXに対する取組の動向を見据えながら、調査研究してまいります。

参考：「第2次春日部市総合振興計画後期基本計画(案)」に対する意見の募集期間
令和4年10月1日(土)から令和4年10月31日(月)まで